

令和5年度第3回石狩市障がい者福祉計画策定委員会議事録

日 時：令和5年11月28日（火）14：00～15：00

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	戸田健一	出席	委員	今西浩子	出席
副委員長	細谷強志	出席	委員	福江 彰	欠席
委員	森川貴司	出席	委員	村山 浩	出席
委員	木村正剛	出席	委員	佐藤和也	出席
委員	赤山好明	出席			

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長	宮野 透	障がい福祉課主査	飯岡多美子
	子ども発達支援センター長	藤田千晶	障がい福祉課主事	佐竹 創
	障がい福祉課長	高井実生子	障がい福祉課主事	高橋 佳奈

傍聴者：1名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 議事 <協議事項> 1 石狩市障がい者福祉計画パブリックコメント（素案）
の確定について
- ◇ その他 事務局より事務連絡
- ◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第3回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を開催します。

◇ 委員について

【事務局：高井】

本日は、福江委員が欠席となっています。

それでは、戸田委員長に議事を引き継ぎたいと存じます。

- ◇ 議事 <協議事項> 1 石狩市障がい者福祉計画パブリックコメント（素案）
の確定について

<協議事項>

【戸田委員長】

次に、協議事項になります。協議事項1. 石狩市障がい者福祉計画パブリックコメント（素案）についてご説明をお願いします。

石狩市障がい者福祉計画パブリックコメント（素案）の確定について

【事務局：飯岡】

私から、石狩市障がい者福祉計画に係るパブリックコメント（素案）についてご説明させていただきます。

まずは資料1 石狩市障がい者福祉計画の素案です。修正箇所を赤字にしています。

4ページです。今回の計画期間ですが、第4期が令和3年から令和8年度まで、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が令和3年度から令和5年度までの3年間となっています。

今回は、第4期の中間見直しと第6期と第2期の改定となっています。

5ページです。計画の見直し及び改定案の策定方法ですが、石狩市障がい者福祉計画策定委員会での審議、関係団体調査の実施、事業所アンケート調査の実施、そして石狩市地域自立支援協議会への意見聴取により実施しています。

次に7ページ、計画の推進体制についてです。（2）石狩市地域自立支援協議会について、計画策定時と現在で変わっている部分があるので、現在の体制に変更しています。コロナ禍を期に活動内容を見直し、現在は、まちづくり部会とこども部会の各部会の活動と年1～2回の全体会にて動いています。また、コロナ禍以前に毎年1回開催されていた市民報告会については、今後内容等について検討していきたいと考えています。

9ページ、障がいのある人の総数・市内事業所数です。

こちらについては、令和2年度の計画策定時の内容から、前回策定委員会でご確認いただいた令和3年度から5年度の数が入った内容に差し替えています。

14ページから石狩市の事業所一覧を掲載しています。令和2年度の計画策定時の内容から、今回の資料は、令和5年9月末現在の内容に差し替えています。これについては、計画が完成する直近の情報にさせていただく予定です。

次に27ページです。団体ヒアリング調査の内容が掲載されていますが、令和2年度の計画策定時の内容から、今年度実施した調査結果に差し替えています。

続きまして、41ページです。こちらも令和2年度の計画策定時の内容から、今年度皆様にご協力いただいた調査結果に差し替えています。

続きまして、59ページです。第4期障がい者計画の施策の体系がありますが、これに沿って、次の60ページから基本的な施策が掲載されています。この内容について、これまでの策定委員会の意見を反映して変更している箇所があります。資料2「石狩市障がい者福祉計画の変更点」の左側に「頁」がありますが、これは資料1の素案の該当ページです。次に変更前と変更後、変更理由となっています。

まず資料2の1「第4期障がい者計画中間見直しについて」①計画掲載内容の変更についてご説明します。資料1の該当ページ、60ページです。

I 共生のまち

施策の方向1 障がいへの理解の促進

「③ 障がい者団体や事業所関係機関などと協力し、障害のある人への必要な配慮について、「広報いしかり」などを活用した啓発活動に取り組みます。」を「障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、広報いしかり、パネル展示、パンフレットの配布などあらゆる機会を活用した啓発活動に取り組みます。」に変更しています。変更理由としては、団体アンケートの回答「設問1：障がいのある人への理解を深める機会の増加」「設問2：生活環境への理解を深める機会の増加」「設問7：次世代のボランティア、会員につなぐための方策」が必要とされている現状がありましたので、取り組みを強化するため、文言を変更しました。

次に資料1の該当ページ64ページです。

II 安心して心豊かに暮らせるまち

施策の方向3 感染症等に対応した支援の充実

「⑤ 新型コロナウイルス感染症などによる新しい生活様式への対応として、オンライン会議やオンライン研修などの取り組みを推奨します。」を「⑤ 感染症等の感染拡大に備えたオンライン、ハイブリッドによる会議、研修などの取り組みを推奨します。」と変更しました。

変更理由は、新型コロナが5類になったことによります。

次に資料1の該当ページ65ページになります。

II 安心して心豊かに暮らせるまち

施策の方向4 権利擁護体制の充実（成年後見制度などの活用促進について）

「② 成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体で構成する地域連携ネットワークやコー

ディネートを行う中核機関の整備に向けて検討を進めます。」を「② 成年後見制度の利用促進のために、中核機関を中心に、地域連携ネットワーク構築に係る取り組みの強化を図ります。」と変更しました。変更理由は、権利擁護体制の充実のため、令和4年4月に石狩成年後見センターを中核機関と位置付けたことによります。

次に資料1の該当ページ、まずは69ページ、70ページです。

Ⅲ子育てしやすいまち

「施策の方向2 障がいのある子どもがいる家族の支援の充実」を「施策の方向2 障がいのある子どもや困り感のある子どもがいる家族の支援の充実」に変更しております。同じく「施策の方向3 障がいのある子どもに対する教育の充実」を「施策の方向3 障がいのある子どもや困り感のある子どもに対する教育の充実」に変更しています。これは、石狩市地域自立支援協議会及び石狩市障がい福祉計画策定委員会の意見より、「障がいのある子ども」という表現だけでは必要な方に届きにくい表現になる恐れがあるため、柔らかい広がりのある言葉を使用することとします。他同様の箇所に「困り感のある子ども」を追記しております。該当ページは※がある個所になります。

次に資料1の該当ページ68ページです。

Ⅲ子育てしやすいまち

施策の方向1 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実

「① 市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。」を「① 市町村中核子ども発達支援センターを設置し、障がいのある子どもや困り感のある子どもとその家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。また、地域の連携体制や発達支援体制の強化に努めます。」と変更しています。変更理由は、事業所アンケートの設問「障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み」の回答「福祉と教育・保育との連携」より、連携の強化に努める旨の記載を追記します。

次に資料1の該当ページ73ページです。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向3 就労支援と雇用促進

「① 障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助成制度を検討します。」を「① 障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助成制度を実施します。」に変更しました。令和3年度より就労交通費助成制度を実施したことによります。

次に資料1の該当ページ76ページです。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向6 人材の育成・確保

「① 障がいのある人に必要なサービスを提供するため、人材確保と職場定着について取り組みます。」を「① 障がいのある人に必要なサービスを提供するため、人材確保と職場定着について、石狩市地域自立支援協議会と意見交換を行い、事業所の実情に即した効果的な手法について検討を行います。」と変更します。こちらは、事業所アンケート結果と石狩市障がい者福祉計画策定委員会の意見により変更しました。人材確保や定着に向けた取り組みについて地域自立支援協議会の皆様と意見交換を行い、効果的な手法について検討していければと考えています。

次に同じく資料1の該当ページ76ページです。

IV自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向6 人材の育成・確保

「③ 小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が障害福祉サービス事業所での体験を設けるなど、障がい福祉分野の人材育成につながる取り組みを実施します。」を「③ 小学校・中学校・高等学校・大学の児童・生徒が障害福祉サービス事業所での体験など、障がい福祉分野の人材育成につながる取り組みを実施します。」と変更しています。こちらは、石狩市地域自立支援協議会の意見により変更しました。市内大学との連携、体験以外の取り組みも実施していきます。

以上が基本的な施策の変更点となります。

これについては、資料1の55ページにある「中間見直しにおける主な論点」に主なものについて記載しています。

以上が、第4期障がい者計画の部分についてです。

次に、資料2の2「石狩市第6期障がい福祉計画の改定」についてです。資料1の該当ページとしては、77ページから97ページなります。令和6年4月から令和9年3月末までのサービス見込数等については、前回計画ワーキンググループでご説明した内容を掲載しています。1カ所訂正がありますが、資料1の93ページの自立訓練（機能訓練）の数値に誤りがありましたので、訂正しています。また、重点施策として、「地域生活支援拠点等の整備」「各種研修への参加の支援」「基幹相談支援センターの設置」などに取り組みます。

「見込量確保の方策」について、サービスが必要な人が利用できるよう見込量及び相談支援に係るニーズ把握に努めます。計画相談支援、共同生活援助、短期入所などの需要増が見込まれるため、事業所の設置を促進するとともに、利用者の求めに応じたサービス提供ができるように努めます。また、北海道からの調査・報告の機会を通じて、市のサービス提供状況やニーズを伝えていきます。

次に第2期障がい児福祉計画の改定についてですが、資料1の該当ページは、98ページから106

ページとなっています。令和6年4月から令和9年3月末までのサービス見込数等につきましては、第6期と同じく前回計画ワーキンググループで説明した内容について掲載しています。こちらも1カ所訂正ですが、資料1の104ページの医療的児童発達支援の数に誤りがありましたので訂正しています。また、先ほどもご説明しました計画ワーキンググループでご意見をいただきました「困り感のある子ども」について、計画策定委員の皆さんからも、賛同いただいたことから、第2期の文面にも障がい児の表記だけではなく、計画全体の該当箇所に「困り感のある子ども」を追記しています。該当箇所は、資料1に記載しているとおりです。

重点項目として、「市町村中核子ども発達支援センターの設置及び地域支援体制の構築」「保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する」「医療的ケア児に関するコーディネーターの配置」などに取り組みます。

「見込量確保の方策」について、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談」の需要増が見込まれるため、相談事業所及びサービス提供事業所と連携し、事業所確保及びサービスの充実に努めます。また、また、北海道からの調査・報告の機会を通じて、市のサービス提供状況やニーズを伝えていきます。

最後に用語解説の部分について、2点ほど追加しています。

石狩市第6期障がい福祉計画の重点施策にある「基幹相談支援センター」「強度行動障がい」と石狩市第2期障がい児福祉計画の重点施策にあります「インクルージョン」を加えています。資料1の該当ページは、109ページになります。

最後に資料3「計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見等」についてです。令和5年11月13日に計画ワーキンググループが開催された際に出された意見等になりますので、ご確認いただければと思います。

以上が石狩市障がい者福祉計画の素案のご説明になります。

【戸田委員長】

説明のあった変更点を踏まえて質問・意見ををお願いします。

【佐藤委員】

事務局への要望ですが、今回の資料をいただいたのが11月20日です。この分量だと2週間はいただきたいと思います。次回から2週間前にいただけないでしょうか。

【事務局：飯岡】

一部は当日になるかもしれませんが、基本資料は2週間前を目途に送付します。

【佐藤委員】

今日の委員会ではパブリックコメントの確定ということで、今まで議論した中での計画の変更点についての決議でよいでしょうか。

【事務局：飯岡】

その通りです。

【佐藤委員】

変更点は何点かありますが、具体的に計画として何をやるのかが見えてこない部分が多々あります。例えば「検討していきます」や「強化します」という文言で終わっていますが、具体的に何を計画しているかが分かりません。6月の第4期障がい者計画の進捗管理の資料は非常にわかりやすかったです。理解促進の分野では、手話フェスタを開催して375人参加したなどは非常に具体的な内容です。これくらい具体的な行動が見えないと、中身が分からず「YES」とも「NO」とも言えません。計画で示されているのは、方向性だと思います。実際には進捗管理に載っているような行動が行われていると思うので、具体的にこの事業を継続しますというような内容ではないと市民の方はわからないのではないのでしょうか。

【事務局：高井】

計画には具体的な事業について記載をしておりません。計画は方向性を作り、市民の皆様の意見を確認したうえで具体的に何を行っていくかを市が決定していくための指針というものになります。

【佐藤委員】

具体的に何をやるかは誰がいつ決めるのでしょうか。

【事務局：高井】

市の予算が確定し、来年度の取り組みが決定していきます。計画はということをしていくのかという方向付けのものになります。

【佐藤委員】

来年の4月に計画が始まっていく中で、今は既に12月になっています。オブラートでくるんだような表現で計画を作成するのは議論が深まらないのではないのでしょうか。

【事務局：高井】

市が進んでいく方向性が皆様と一致しているのかを確認してから事業は進んでいくかたちになります。

す。

【佐藤委員】

この委員会では具体的な行動がスタートするまで何が実施されるのかわからないということですね。具体的な施策が第4期障がい者計画の進捗管理に載っていて、多分これに似たものが行われるものと推測はつきますが、計画の中で具体的に内容を示してもらわないと、令和4年度はこうだったがもっとうちの方がいいという議論が生まれないと思います。「検討します」や「強化します」という内容では、「いいですね」としか市民は言いようがないと思います。

【戸田委員長】

皆様は今の意見についていかがでしょうか。

【木村委員】

今の意見はわかりますが、障がい者福祉計画については、方向性が決まらないと各論を作っていけないと思うので、一つ一つの内容よりも全体の方向性を決めた方がよいのではないかと思います。また、細かい一つ一つの事業を計画にあげていくとおそらく資料の大きさが3倍では済まないと思います。私の中では計画が決まった後に予算が組まれた中で、細かいワーキンググループが進んでいくというイメージです。どのような議論を進めていけばいいか改めて方向性を確認したいです。

【村山委員】

私は、自分の経験や業務に関係するところについてはわかりました。計画については総論や計画自体の方向性あって、特に自分としては、医療的ケア児の支援の充実のために進んでいくというのが見えてきたのでわかりやすかったです。

【戸田委員長】

この障がい者福祉計画は各論が進んでしまうと、行政主導で一定の決められたものしか取り組めなくなる可能性があります。国が作るものも意外とあいまいにできていて、そうすることでボーダーの救われない人も救うことができる可能性を秘めていると思います。そのため今この方向に石狩市が進んでいくのかを議論してまとめあげています。

計画は作った後も進化していて、例えば今の障がい関連の法律で言えば、地域自立支援協議会という機能を置いて、関係者から意見をもらい、行政として取り組むことが示されています。このように世の中の状況は3年間でも変わっていきます。その中で石狩市がどういう方向に行くのかをあいまいにしないためにも「強化をします」といった内容で盛り込まれています。

行政側のできる範囲を決め込んでいくのではなく、いろいろな意見を聞きながら限られた予算の中でできる限りのことをするために3年間の方向性を決めるという考え方ができます。

今後どのように各論を議論していくのかということではありますが、例えば医療的ケア児の問題で言え

ば、コーディネーターが作られ、協議会を作るようになっていきます。市町村ごとに取り組まれていると思いますが、活動の母体を地域でしっかりと作っていくということは計画から読むことができます。

ここにお集まりの皆様も当事者性や専門性があるので、それを踏まえてご意見をいただき、最終的に石狩市民でよかったと思えるような計画を作っていると思います。

ただ、計画の市民への提示のされ方としては、市民になじみのない言葉が出てくる点をどうすべきなのかという部分は考えることができます。用語解説などもあります。そこについて意見があれば議論することもできます。

今回は地域自立支援協議会からもご意見いただいていますので、市の方向性が見えてくるように議論できたらよいと思います。

【佐藤委員】

パブリックコメントは行政がやっていることを市民に理解していただくものだと思います。

障がいへの理解の促進は非常に大きな課題です。誰に対する理解かという、障がい者家族や事業者以外の方に理解してもらうことが大事だと思います。

パブリックコメントを載せるとは思いますが、石狩市にもこういう障がいをお持ちの方がいて、市はこういう取り組みをしている、というのが分かるような工夫が今後理解促進として必要だと思います。

【戸田委員長】

石狩市はパブリックコメントの前に計画を説明する機会はあるのでしょうか。

【事務局：宮野】

現状、そういう機会は基本的にはないです。広く知っていただくという意味でインターネット上に公表して、誰でも忌憚なく意見をいただくという方法で行っています。広聴会を開いて意見を募集することは行っておりません。

【戸田委員長】

募集はインターネット上だけですか。

【事務局：高井】

あい・ポートや障がい福祉課の窓口でも受けています。この素案の他に概要版も作成し、パブリックコメントを実施していきます。

【戸田委員長】

できるだけ市民の目につくようにするというのも大事ですね。

それでは本日の会議は石狩市の方向性を確認するというので、示されたものについてご議論いただ

くことでよいでしょうか。

【今西委員】

前回の検討委員会で話し合いをした「困り感のある子ども」という言葉が入ってよかったと改めて思います。手帳を持っていない方などでも、困り感のある子どもさんたちがたくさんいらっしゃるのにより支援が届きやすくなるような印象があったので良かったです。

また、パブリックコメントについて、自分も委員をさせていただく前は知りませんでした。市民の方も知らない方がたくさんいると思います。親の会の立場としてできることとして、会報でのお知らせができたりすれば支援の一助になるかと思いました。

【木村委員】

パブリックコメントという表現はカタカナ用語でイメージがつきにくく、「自分と関係ない」、「なんだろう」と思ってしまうのではないのでしょうか。パブリックコメントというのはその通りですが、なんとなく自分の生活には遠いものを感じてしまうので、「ぜひ目を通してご意見いただきたい」というような柔らかい表現の解説がほしいと思います。

【森川委員】

概要版がどういうものか見てみたいです。

サービスの種類というものがあありますが、市民の方にどの程度理解されているのかが気になります。こういうものを概要版に入れるのは難しいですが、インターネットであればリンクを貼るなどして対応できればよいのではないかと思います。

【佐藤委員】

資料2の「石狩市第6期障がい福祉計画の改定について」の中で、「見込み量及び相談支援に係るニーズ把握に努めます」と書いていますがどのように把握するのでしょうか。

【事務局：飯岡】

サービス請求の情報からどのくらいの利用があったかの推移の把握は市のシステムにより可能です。

【佐藤委員】

目的の達成のために人数の把握をした後、どのような行動をするのでしょうか。ニーズのある人を把握しようとする理由にはサービスを希望する人の100%の人が利用できていない現状があると思います。この需要と供給のギャップをどのように埋めていくのでしょうか。

【事務局：高井】

相談支援の中で困り感をくみ取って支援につなげていきます。

サービスを希望する人の100%の人に支援が届いているかまでは把握しておりません。

【佐藤委員】

「事業所の設置を促進する」と書いていますが、設置認可は北海道であり、促進できるのでしょうか。

【事務局：高井】

計画改定案にありますように、北海道からの調査・報告の機会を通じて、市のサービス提供状況やニーズを伝えていきたいと思います。

【佐藤委員】

北海道に伝える機会はないと言ってなかったでしょうか。

【事務局：高井】

調査・報告などの機会があります。まったく北海道とやり取りをしていないわけではありません。

【事務局：宮野】

北海道が実施する調査を通じて報告します。これが振興局の施策の判断につながります。

【佐藤委員】

年に一回でしょうか。

【事務局：飯岡】

内容により定期のものもあれば、計画策定の年に不定期に行われるものもあります。

【佐藤委員】

そもそもサービス事業者がないという場合があるので、ぜひその状況を北海道に伝えてほしいです。

【事務局：宮野】

調査を通じて、正確な情報を伝えていきたいです。

【佐藤委員】

振興局内の自治体間で情報共有の機会はあるのでしょうか。

【戸田委員長】

情報交換会という行政担当者が集まるものがあります。年に2、3回しかできていませんが、他市町村と情報共有等ができる場となっています。

【佐藤委員】

そこに北海道の職員は同席していないのでしょうか。情報交換の結果を北海道に伝える機会はありませんか。

【戸田委員長】

そこには同席していませんが、北海道には私たちから伝えていきます。ただ、市町村同士の情報交換がほとんどなので、北海道が直接何か支援するというより、市町村支援をしている私たちが、情報共有の内容を使わせていただくことが多いです。

市町村の中で社会資源数が足りない状況があれば、地域自立支援協議会の中での報告や事業所からの相談が出てくると思うのでそれが検討や啓発の機会となります。

例えば、卒業後に就労継続支援B型事業所を利用したい卒業生が10名ほどいたときに、ひとつの事業者で受け止めきれないという話が出てきます。そういうときに他市町村では、進路連絡会議みたいな形で学校と事業者で情報を交換している自治体もあります。

【戸田委員長】

他の委員の皆様ご意見等ないでしょうか。

【赤山委員】

計画案の作成いただきありがとうございます。

【細谷委員】

ニーズとサービス提供のバランスについては、行政と相談もしていますが、個人個人の支給量と優先順位の問題、最近だと8050問題などさまざまなケースがあり、今どこにニーズがあるのかという話が出てきます。その時に何が必要なのかという協議が必要となってきます。需要と供給のバランスが難しいです。

計画の記載内容については、手話関連など石狩市独自の施策があり、障がい者福祉計画に載っていることを踏まえて具体的な取り組みの話が協議できると思います。

各関係機関の集まりなどでニーズを話すことがあり、これは、計画のここに当たっているということがあれば、「これを進めていきたい」と行政と相談したりできると思います。

【戸田委員長】

様々な方法を通じていろいろなことを把握し、課題があれば必要な部署と意見交換しながら取り組んでいく体制を強化できたら良いと思います。それをしていくためにこの計画を使っただけだと、

その他意見なければ自立支援協議会で出た意見も盛り込んだ素案について確定してよろしいでしょうか。《ご意見等なし》

それではこの内容で確定し、パブリックコメントをおこなっていきたいと思います。

議事は終了です。事務局にお返しします。

<その他>

【事務局：高井】

パブリックコメントは、令和5年12月20日～令和6年1月21日を予定しております。そこでお寄せいただいたご意見を確認して、来年2月中旬に策定委員会にお諮りしたいと思います。

次に、委員任期満了に伴う改選スケジュールについてご説明させていただきます。

現在の委員の皆様は令和6年3月31日をもって満了するため、委員の改選が行われます。

次期委員の選任にあたっては、これまでと同じく各団体様からの推薦と一般公募により選任されます。現在参加していただいている団体には引き続きお声掛けいたします。

まず、各団体からの推薦については、令和6年1月下旬に各団体宛に次期委員の推薦依頼を送付いたします。その後、2月中旬に推薦書及び承諾書を送付頂き、3月中旬に次期委員が選任される予定です。なお、委員の再任については妨げないとしておりますが、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第12条第2項で「審議に市民の多様な意見が反映されるよう努める」としており「学識経験者や審議に不可欠なメンバーで他に代わる人材がないなど特別の事情がある場合を除き、6年を超える再任を禁止する。」とされておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

次に、一般公募のスケジュールについて、1月広報での周知を予定していますが、募集期間は、令和6年1月15日月曜日から2月15日木曜日までを予定しています。その後3月上旬に選任となる予定です。

次回の会議日程は2月中旬頃に開催予定しております。次回の内容は、改定案の確定、令和5年度分の進行管理の協議となります。後日、日程調整のご連絡をさせていただきます。

また、今回の策定委員会の議事録案の作成が終わりましたら一度ご確認いただき、その後、議事録確定という流れになりますので、よろしく申し上げます。

以上を持ちまして、令和5年度第3回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 6年 1月 19日

石狩市障がい者福祉計画策定委員会

委員長 戸 田 健 一
